

特定行政庁より報告を受けた建築物事故について

特定行政庁より報告を受けた建築物事故の概要

(平成22年12月1日～令和6年9月30日)

※事故の事例は人身被害の程度(死亡、重症、中等症、軽傷、人身被害なし)の順に記載
(被害の程度が同程度の事故については日付の順に記載)

事故内容	H22年度～H30年度		H31/R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	事故 件数	被害者数 (うち死亡)	事故 件数	被害者数 (うち死亡)	事故 件数	被害者数 (うち死亡)	事故 件数	被害者数 (うち死亡)	事故 件数	被害者数 (うち死亡)	事故 件数	被害者数 (うち死亡)	事故 件数	被害者数 (うち死亡)
部材の落下	95	51(1)	18	10(1)	5	1(0)	4	4(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
壁タイル等	46	21(1)	12	7(0)	2	0(0)	1	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
天井等	24	19(0)	3	1(0)	1	1(0)	2	2(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
看板	13	10(0)	1	0(0)	1	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
テラス等	12	1(0)	2	2(1)	1	0(0)	1	2(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
転落	23	35(12)	0	0(0)	7	11(4)	5	5(4)	6	7(6)	8	10(5)	5	5(2)
自動ドアへの衝突等	4	4(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
ガラスへの衝突等	3	3(2)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
シャッターによる挟まれ	8	9(5)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
自走式駐車場からの車両転落	7	13(4)	0	0(0)	1	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
建築物の倒壊等	8	4(1)	1	0(0)	1	1(0)	1	0(0)	1	3(1)	1	1(0)	0	0(0)
工事現場	32	24(5)	4	5(1)	7	5(1)	0	0(0)	0	0(0)	5	12(5)	1	1(1)
その他	4	0(0)	0	0(0)	0	0(0)	1	1(1)	0	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
合計	184	143(30)	23	15(2)	21	18(5)	11	10(5)	7	10(7)	14	23(10)	6	6(3)

注1) 「平成22年度」は、平成22年12月1日から平成23年3月31日までの件数等である。

注2) 「令和6年度」は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの件数等である。

1. 事故内容:転落

(1) 前回部会までに報告した事故(前回部会までに調査終了とされたものを除く)

No.	発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	人身被害の 程度	これまでの対応		再発防止策等	定期調査対象か 【 】内は報告間隔	直近の定期調査
1	R04/10/22	東京都内	共同住宅	共同住宅12階の外廊下から、男児(4歳)が転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○外廊下の手すりの高さは1.2m	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象 【3年】	R03/09/10 (指摘なし)

(2) 今回新たに報告する事故(R04/12/01～R06/09/30)

No.	発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	人身被害の 程度	これまでの対応		再発防止策等	定期調査対象か 【 】内は報告間隔	直近の定期調査
2	R05/03/24	愛知県内	共同住宅等	共同住宅7階の居室の窓から双子の男児(2歳)が転落した。	死亡2名	○特定行政庁において調査を実施。 ○窓は2枚の引き違い窓で、転落防止用の金属製のボール形状の手すりが設置されていた。 ○室内から外部に向かって右側の窓の下に窓の下枠とほぼ同じ高さの棚が置かれていた。 ○向かって右側の窓には開放防止ストッパーが設置されていたが、左側の窓には設置されていなかった。 ○窓の下に置かれていた棚をよじ登り、窓から転落したものと推定される。	(調査終了)	○特定行政庁にて「子どもの転落防止対策懇談会」を設置。 ○有識者から意見を聴取するとともに、関係者からヒアリングを行うなど検討を重ね、防止策の基本的な考え方や具体的な防止策の実施などを整理した、「子どもの転落防止対策 最終とりまとめ」を策定。 ○窓に設置するための補助錠を5歳以下の子どもがいる世帯へ無料配布。 ○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象外	—
3	R05/05/26	山口県内	共同住宅等	マンション12階のバルコニーから男児(4歳)が転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○バルコニーの北側に室外機があり、その上に乗って転落したものと推定される。	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象外	—
4	R05/10/05	茨城県	工場等	倉庫の屋根上で点検作業をしていた作業員が、採光用の半透明屋根板を踏み抜き転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○作業員は墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった(屋根上の危険エリアに対する認識が不十分であった)。	(調査終了)	○全社員への安全教育の再実施。 ○点検要領書のブラッシュアップ。 ○作業者の役割分担の徹底。 ○墜落防止対策の徹底。	対象外	—
5	R05/10/12	富山県	住宅	2階建住宅の2階の窓から女児(0歳)が転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○事故当時窓は0.3m程度開放されていたとのこと。 ○ヘッドボード部を窓側にして設置された大人用のベッドを足がかりにし、窓枠をよじ登り転落したと推定される(窓の下枠から床までの高さは0.9mであり、ベッドのヘッドボード上面から床までの高さは0.7m、ベッドのマットレス上面から床までの高さは0.4m)。	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象外	—

No.	発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	人身被害の程度	これまでの対応		再発防止策等	定期調査対象か 【 】内は報告間隔	直近の定期調査
6	R05/10/31	宮城県	工場	解体予定の工場の屋根上に設置された換気扇の移設準備中に、被害者が換気扇付近の採光用の屋根を踏み抜き転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○被害者は命綱、ヘルメット等着用せずに踏み抜いた屋根上を歩いていたとのことである。	(調査終了)	○換気扇移設作業を中止。 ○作業現場職員のミーティングを実施し安全管理の徹底を周知。	対象外	—
7	R05/11/26	兵庫県	店舗等	建物の屋根面にて結婚式の顧客撮影中のカメラマンが屋根の先端から道路へ転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○屋根面は通常使用される場所ではないため柵等は設置されていなかったが、屋上庭園から管理ロープを外せば屋根面に出られる構造となっていた。	(調査終了)	○当該箇所に柵を設置。	対象 【3年】	未実施
8	R06/04/16	広島県	共同住宅等	女兒(3歳)が、マンション25階のベランダから転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○手すり高さは1.35mであった。 ○周囲に置かれた物を踏み台にして転落したと推定される。	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象外	—
9	R06/07/02	北海道	共同住宅等	女兒(3歳)が、マンションの外部階段から転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○手すり壁の高さは1.18mであり、外部階段の壁と手すり壁の隙間は約15cmであった。 ○外部階段の壁と手摺壁の隙間から転落したと推定される。	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象 【3年】	R03/10/28 (手すり未設置(既存不適格))
10	R05/03/26	山形県内	ホテル等	ホテル6階の客室の腰高窓から女兒(4歳)が転落した。	重傷1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○転落した腰高窓の直下にベッドが配置されていた。 ○事故当日チェックイン時のストッパーの状況はチェック漏れにより不明とのこと。 ○窓の開放範囲を制限するストッパー(チャイルドロックあり)が外れ、全開状態になった為転落したと推定される。	(調査終了)	○当該ストッパーが外れていないか、チェックリストによるダブルチェック体制を整備。	対象 【3年】	R03/08/25 (指摘なし)
11	R05/05/03	静岡県内	多目的競技場	サッカーの試合中、観客席の手すりが壊れ、観客十数人が約1.5m下のグラウンドに転落した。	重傷2名	○特定行政庁において調査を実施。 ○試合運営者における観客への試合観戦時の安全指導等に不十分な点があったと考えられる。	(調査終了)	○安全点検実施。 ○試合運営者において観客への試合観戦時の手すりからの身の乗り出し等の禁止行為について周知・遵守指導徹底。	対象 【3年】	R04/10/11 (指摘なし)
12	R05/07/03	東京都内	共同住宅等	建物老朽化に伴う入居者の引越作業中、アパートの2階外廊下の床が抜け落ち、引越し業者2名が1階に落下した。	重傷2名	○特定行政庁において調査を実施。 ○軽量鉄骨造の外廊下の床材取付部の著しい腐食により落下したと推定される。	(調査終了)	○当該建物を撤去。	対象外	—

No.	発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	人身被害の 程度	これまでの対応		再発防止策等	定期調査対象か 【 】内は報告間隔	直近の定期調査
13	R05/11/21	東京都	共同住宅等	女兒(10歳)が、マンション4階から1階に転落した。	重傷1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○自宅の鍵を忘れて入れなかったため、窓から入ろうと手すりを乗り越え屋根上に立ち入ったところ、屋根上のトップライトのガラスを踏み抜き転落したと推定される。	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象 【3年】	R04/05/20 (指摘なし)
14	R06/04/29	三重県	共同住宅等	共同住宅の3階住戸のベランダで、被害者がバランスを崩し手すりに接触した際に縦桟が脱落し、脱落した箇所から転落した。	重傷1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○縦桟の固定金具(リベット)が外れていたことが原因と考えらる。	(調査終了)	○同団地内において手すりに不良箇所がないか点検を実施。	対象 【3年】	R04/12/19 (指摘なし)
15	R06/07/21	北海道	共同住宅等	男児(6歳)が、共同住宅3階の居室の窓から転落した。	重傷1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○窓から落とした玩具を確認するために窓から乗り出した際に誤って転落したものと推定される。 ○居室の床面から窓枠下端までの高さは0.8mであり、横桟状の手すり頂部までの高さは1.1mであった(窓下に足がかりとなるものはなし)。	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象外	—
16	R06/07/26	北海道	共同住宅等	男児(8歳)が、共同住宅2階の居室の窓から転落した。	重傷1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○被害者は窓枠に腰掛けていた状態であった。 ○床から窓枠の下端までは83cmであり、建築物上の足がかりはなし。	(調査終了)	○国土交通省から各都道府県等へ、住宅の居住者に対する小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起の実施を依頼。	対象外	—

2. 事故内容:建築物の倒壊等

(1) 前回部会までに報告した事故(前回部会までに調査終了とされたものを除く)

なし

(2) 今回新たに報告する事故(R04/12/01～R06/09/30)

No.	発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	人身被害の 程度	これまでの対応		再発防止策等	定期調査対象か ()内は報告間隔	直近の定期調査
17	R05/09/26	福井県	住宅	民家のブロック塀が崩れ、登校中の小学生が負傷した。	重傷1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○老朽化した当該ブロック塀に触れたことにより崩れたと推定される。	(調査終了)	○ブロック塀を撤去。 ○市教育委員会により通学路と周辺ブロック塀の点検を実施。 ○国土交通省から各都道府県へ、ブロック塀等の安全性確保の取組の推進を依頼	対象外	—

3. 事故内容: 工事現場

(1) 前回部会までに報告した事故(前回部会までに調査終了とされたものを除く)

なし

(2) 今回新たに報告する事故(R04/12/01～R06/09/30)

No.	発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	人身被害の 程度	これまでの対応		再発防止策等	定期調査対象か ()内は報告間隔	直近の定期調査
18	R05/08/02	東京都内	戸建て住宅等	建築工事着手の先行工事として、境界ブロック積工事の基礎根伐り作業をしている際に、隣地ブロック塀が当該工事敷地内に倒れ、作業員が下敷きになった。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○倒壊したブロック塀はコンクリートブロック塀であり、全体に渡りフーチングがなかった。	(調査終了)	○当該ブロック塀を撤去。	対象外	—
19	R05/09/19	東京都内	その他	建方作業中の7階の梁鉄骨が落下し、取付作業中の作業員が鉄骨と共に落下した。また、鉄骨落下時の飛散物が別の作業員にあたった。	死亡2名 重傷2名 軽傷2名	○特定行政庁において調査を実施。	調査中	○鉄骨工事計画の見直しを行うほか、社内や現場内での安全管理体制の充実を図ることを実施。	対象外	—
20	R06/02/19	沖縄県	ホテル等	作業員が足場の巾木設置作業中に足を滑らせ転落した。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○被害者は安全帯を身につけていたが、事故当時使用していなかった。	(調査終了)	○安全帯使用の徹底。 ○足場等担当を配置し、開口部の養生や筋交い有無等の重点管理を実施。	対象外	—
21	R06/02/19	北海道	事務所等	解体作業中に建物の一部が崩落し、作業員1名が下敷きになった。その他、作業員2名も負傷した。	死亡1名 軽傷2名	○特定行政庁において調査を実施。 ○事故当日は気温が高く、建物の屋根に積もった雪が溶け、その重みにより屋根から崩落したと考えられる。	(調査終了)	○現場に合わせた安全な作業手順を作成。 ○安全教育の定期実施、保護具の適正な使用の徹底。 ○類似災害を防止するよう注意喚起の徹底、安全意識を高めるよう現場作業前のミーティングを実施。	対象外	—
22	R06/09/02	東京都	店舗等	建物の解体作業中に、外壁の花崗岩が防音パネルを突き破り工事現場外に落下し、道路にいた警備員に当たった。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○解体重機にて外壁を挟んだ際に、外壁材が落下したと考えられる。 ○外壁が工事現場外に落下したのは、外部落下防止措置(朝顔)の復旧前に重機作業員が外壁の解体作業を開始したためと考えられる。	調査中	○外壁材を手作業で解体後に、建物の解体を実施。	対象外	—
23	R06/02/16	宮城県	倉庫等	施工作業中の作業員が、バランスを崩し、足場から転落した。	重傷1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○転落場所は、躯体床と外部足場の間であり、躯体側には親綱設置、足場と躯体の間に「渡り」などは無く足場へは躯体から通行できない状態であった。 ○被害者は作業準備のために道具等を2階から1階へ運んでいた。階間移動は躯体内の階段を使用していたが遠かったため、躯体から足場へ乗り移り1階へ行こうとしたところ、バランスを崩し転落したと考えられる(安全帯不使用)。	(調査終了)	○スラブ端部・高所で作業があるときは、安全帯着用の指導を実施。 ○近道行為をさせないような対策(巾木の設置、渡りの増設、指定部以外での足場への乗り移り禁止表示等)の実施。	対象外	—

4. 事故内容:その他

(1) 前回部会までに報告した事故(前回部会までに調査終了とされたものを除く)

No.	発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	人身被害の 程度	これまでの対応		再発防止策等	定期調査対象か 【 】内は報告間隔	直近の定期調査
24	R03/05/27	沖縄県内	倉庫等	倉庫入口の扉(高さ5m、重量1t)を閉める際、内側に扉が倒れ、作業員が下敷きとなった。	死亡1名	○特定行政庁において調査を実施。 ○事故発生の1年以上前から、扉の上部両端に締結されているローラーが外れていたが、使用禁止等の措置を講じず、扉を外壁等にもたれ掛けて利用していた。 ○日常点検や定期点検が適切に実施されていなかった。	調査中	○港湾管理者である県において設置された、本事故を踏まえた再発防止検討委員会において、建築物の適切な維持管理に資する業務体制の見直しや、建築物の使用に関する関係者間の連携強化策を取りまとめ、実施。	対象外	—

(2) 今回新たに報告する事故(R04/12/01～R06/09/30)

なし